

令和4年 第3回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月25日（金） 9：00 ～ 10：00

2 開催場所 産業振興センター 2階

3 出席者

農業委員（5名）

1番 勝 三千也 2番 藤村 秀久

3番 玉野 公和 4番 重 照代

5番 上村 太一

農地利用最適化推進委員（2名）

泉 富保

坂元 龍馬

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案

（1）議案第1号 「非農地判断について（国直地区）」

日程第5 協議

（1）協議第1号 「農業経営改善計画の認定について」.

日程第6 報告

（1）報告第1号 「農地転用（農業用施設）の届け出について」

日程第7 各農業委員・推進委員活動報告

日程第8 事務連絡

日程第9 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 郁島 武正

農地主事 村田 丈尚

臨時職員 満 清久

議長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。 これにご異議ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。それでは5番 上村委員、2番 藤村委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	(会期の決定) 日程第2 会期についてお諮りいたします。 会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。
議長	日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。
事務局	第2回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 議案第1号 非農地判断について（国直地区）事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第1号について内容説明) 非農地判断とは、毎年利用状況調査を行った場所について農地に適していない場所や農地として活用されていない場所を農地台帳から外す作業であり、地目変更ではないので農業が再開すれば農地として台帳に再追加する。 今回は国直の金久地の調査でドローンの写真にて使用されていないと判断しました。
3番	農業振興地域には入っていないのか。
事務局	入ってないです。農用地区域内に入ってないです。
3番	農地から外さなくていいのか。
事務局	農地から外さなくていいです。国も農地を減らさない方針のため、農地のままで非農地と判断します。
3番	(ニシバマ)という場所は、いもが盛んだったが、何十年と経ち立木が立ってる。農業委員会全体で、調査して農地から外すことはできないのか。
2番	過去にそういう話はあったが、何年前になぎ払いをして利用する可能性があるかと判断した。しかし、また原野に戻るようなら今里や志戸勘のように字でもらいたい。
3番	こうした（非農地判断）調査を毎年しっかりしていけば有用な農地が残せて活動もしやすい。これだけ農地が山になり立ち入りもできないので調査の信憑性もなくなる。農地から外すといった判断事は、農業委員会全体で現場を見て判断した方がいい。勝手に調査するのも地主がいるので、そのような環境はどうか。

事務局	今回の非農地判断は、地目変更は行っておりません。この判断は、法務局・大和村役場税務課・所有者には通達する予定です。（別紙写真）このようにドローンで写真を撮って判断したので今後も立ち入りの難しいところは、ドローンの写真から判断することも可能です。
委員	今回判断した非農地は、次回の調査からどう扱うのか。
事務局	調査対象から削除します。
事務局	ほかに何か意見はございませんか。それでは議案第一号、非農地判断について承認することにご異議ございませんか。
議長	異議なし
委員	それでは議案第1号の非農地判断について承認することにいたします。
議長	
議長	続きまして、日程第5 協議第1号 「農業経営改善計画の認定について」を事務局より説明をお願いいたします。
議長	農業経営改善計画の認定について、奄美市在住の方を認定農業者にするかの申請を受けている。
事務局	奄美市で認定農業者として認定されていた方で通常なら大和村で認定を受ける場合、広域にまたがる認定者は県がとりまとめる(一昨年前より)ことになる。 しかし、現在奄美市で農地はなく大和村に農地がある場合、県は広域とは見なさない。そのため奄美市はでの認定は取り消して大和村で申請している状況。 経営面積は、6 haあり8 haも目標に規模拡大していく計画。所得基準（大和村 250 万円）も基準に達している。地域活動も積極的に参加している。令和3年4月の農業委員会総会にて村認定新規就農者となっている方の子どもになる。親子で経営していく形になる。農業に従事していくため労働時間に関しても基準に達している。 この認定申請に対して、認定してよろしいかお諮りいたします。
議長	何か意見はございませんか。それでは協議第1号 「農業経営改善計画の認定について」ご異議ございませんか。
委員	異議なし
議長	それでは協議第1号 「農業経営改善計画の認定について」について原案の通り認定することにいたします。
議長	続きまして、日程第6 報告第1号 「農地転用（農業用施設）の届け出について」を事務局より説明をお願いいたします。
事務局	思勝の（ナガミゾ）地区において農地転用（農業用施設）の届け出があり、200 m ² 以下のため届け出のみで受理しています。
議長	ほかに何か意見はございませんか。それでは報告第1号 「農地転用（農業用施設）の届け出について」ご異議ございませんか。
委員	異議なし

